平成２９年（フ）第４９５号
千葉県我孫子市湖北台７丁目14番57―301号
債務者　山本　昌宏
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４９８号
千葉県野田市山崎貝塚町14番地の10
債務者　柳　たつ子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５００号
千葉県松戸市西馬橋３丁目13番地の13　ソメヤハイツ201号
債務者　桜井マリテスこと　サクライ　マリテス　ティンボル
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０７号
千葉県柏市花野井743番地21
債務者　涌井真由美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１２号
千葉県松戸市西馬橋幸町２番地　松戸シティハイツ303号
債務者　手塚　政憲
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１８号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3208番地
債務者　星野　鉄男
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１９号
千葉県松戸市日暮１丁目３番地の13　八柱ビル502号
債務者　藤井　真治
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５２３号
千葉県柏市南柏２丁目６番２―307号
債務者　小助川直樹
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５３３号
千葉県流山市大字東深井183番地の16
債務者　菅谷　直美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５３９号
千葉県柏市南逆井７丁目18番８号
債務者　田口　常夫
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４６４号
神奈川県平塚市中原１丁目７番48―704号
ケイエスＡＲＴヒルズ
債務者　山本　理恵
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４６号
山口市大内矢田南４丁目20番５号、前住所山口市大内御堀3777番地85
債務者　岩本　義孝
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
山口県美祢市秋芳町岩永下郷15番地１
債務者　村田　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
山口県防府市大字田島1684番地の１　松苑１棟８号
債務者　大石　英昭
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６５６５号
埼玉県所沢市大字久米2155―５
債務者　森下　真美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６１０号
東京都江戸川区清新町１丁目１―28―406
債務者　大久保尚悟
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６４６号
東京都練馬区東大泉２丁目15―46
債務者　岡村　玉緒
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部